

「鑑札」と「注射済票」は 必ず首輪に装着してください

鑑札・注射済票は、
飼い主さんからの
「愛情の証」



迷子になったときも身元がわかれば
お家に帰ることができます

鑑札と注射済票の装着は 法律で義務づけられています

違反すれば20万円以下の罰金に処せられる場合があります

鳴門市環境政策課 電話:088-683-7571